

平成 24 年第 3 回県議会定例会 (9月提案分)

提出予定議案の概要

	ページ
I 平成 24 年度9月補正予算案	
1 歳入・歳出補正予算案の概要……………	1
2 補正予算案の主な内容……………	1
3 補正予算案 関係資料……………	4
II 平成 24 年第3回県議会定例会（9月提案分）条例案等	
1 提出予定議案の概要……………	13
2 各条例案等の概要……………	13
3 条例案等 関係資料……………	15

I 平成 24 年度 9 月補正予算案

6 月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、政策課題に的確に対応する必要があるものについて、国の交付金を原資とした基金などを活用し、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの累計額	9月補正予算額	9月現計予算額	24年度9月現／23年度9月現
一般会計	1,774,761	1,643	1,776,404	98.4
特別会計	932,419	344	932,764	104.5
企業会計	107,652	(※) —	107,652	89.9
計	2,814,833	1,987	2,816,821	100.0

(注) この資料の金額は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(※) 公営企業資金等運用事業会計で「海老名市食の創造館」売却に係る収入予算(535百万円)の補正及び重要な資産の処分を行う。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの累計額	今回補正額	9月現計予算額
分担金及び負担金	2,470	6	2,476
国庫支出金	167,099	216	167,316
繰入金	61,804	725	62,529
繰越金	48	260	309
県債	298,765	434	299,199
その他	1,244,573	—	1,244,573
計	1,774,761	1,643	1,776,404

2 補正予算案の主な内容

(1) 災害に強く安全で安心してくらするまちづくり

㊦ 原子力防災通信システム整備費 (P 4 参照) 2,004 万円

福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえ、通信方式の多様化・多重化を図るため、国の交付金を活用し、県庁と国の原子力災害対策本部等を結ぶ衛星系の専用通信回線システムを新たに整備する。

[安全防災局危機管理部危機管理対策課 TEL 045-210-3460]

㊦ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業費 (P 5 参照) 5,350 万円

国の補助金を原資とした基金を活用し、災害時において応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設等に、太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する。

[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 TEL 045-210-4101]

(2) いのちが輝き誰もが自分らしくくらせる社会づくり

一部⑩ 医療のランドデザインに基づく取組みの推進 8,021 万円

- ・ 県央二次医療圏における救急機能の強化（P 6 参照） 205 万円
県央二次医療圏における救急医療体制の整備及び小児救急の強化を図るため、国の交付金を原資とした基金を活用し、大和市立病院が行う増改築工事に対して助成する。
[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]
- ・ ⑩ドクターカー整備費補助（P 7 参照） 1,258 万円
救急医療体制の充実を図るため、国の交付金を原資とした基金を活用し、横浜労災病院のドクターカーの更新及び北里大学病院の保有車に搭載する医療機器等の整備に対して助成する。
[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]
- ・ ⑩在宅医療提供拠点薬局整備費補助 699 万円
がん患者等の在宅医療を推進するため、国の補助金を活用し、地域薬剤師会が経営する薬局が行う無菌調剤室の整備に対して助成する。
[保健福祉局生活衛生部薬務課 TEL 045-210-4960]
- ・ ⑩災害医療拠点病院における自家発電設備整備に対する補助 4,075 万円
大規模災害が発生した場合に備えるため、国の交付金を原資とした基金を活用し、災害医療拠点病院における自家発電設備の整備に対して助成する。
[保健福祉局保健医療部健康危機管理課 TEL 045-210-4790]
- ・ ⑩県立衛生看護専門学校改修工事設計費（P 8 参照） 1,590 万円
県立衛生看護専門学校（横浜市中区根岸町）の准看護師養成課程を看護師養成課程に転換するために必要な施設の改修工事の設計を行う。
[保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課 TEL 045-210-4742]
- ・ ⑩在宅チーム医療人材育成事業費 193 万円
医師、看護師、ケアマネジャーがチームとなって在宅患者やその家族をサポートしていく体制を構築するため、国の委託金を活用し、地域リーダーを養成するための研修を実施する。
[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

一部⑪ ひとり親家庭等の在宅就業の支援（P 9 参照） 1 億 442 万円

- ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、国の交付金を原資とした基金を活用し、仕事と子育てを両立しやすい在宅就業の拡大に向け、職業訓練などを実施する。
[保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]

○ 障害者自立支援対策の推進 1億8,092万円

障害者自立支援法に基づくサービスの基盤整備を行うため、国の交付金を原資とした基金を活用し、障害者施設等が実施するバリアフリー化等の施設改修や、川崎市が行う相談支援事業所の改修に対して助成する。

[バリアフリー化等の施設改修については、保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課
TEL 045-210-4702]

[相談支援事業所の改修については、保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課
TEL 045-210-4700]

(3) 次世代を担う心豊かな人づくり

○ 私立高等学校等の生徒への学費補助（P10参照） 4,722万円

国の高等学校等就学支援金の加算基準が変更されたことに伴い、加算対象外となった世帯について、特例措置として、国から追加配分される高校生修学支援基金を財源に、加算相当額の学費補助を実施する。

[県民局くらし文化部学事振興課 TEL 045-210-3760]

㊦○ 高等学校空調設備工事費（P11参照） 5億2,100万円

全県立高等学校に空調設備を計画的に整備するため、まなびや基金も活用し、平成25年度稼働予定45校分の基盤工事を実施する。

[教育局総務部学校経理課 TEL 045-210-8103]

(4) 神奈川のポテンシャルを生かした活力創出

㊦○ (財)神奈川科学技術アカデミー研究拠点設置費補助（P12参照） 1億9,800万円

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区での県の先導的役割を果たすため、(財)神奈川科学技術アカデミー（KAST）の川崎市殿町区域への進出に係る経費を助成し、ライフサイエンス分野における開発・産業化支援の強化を図る。

[政策局総合政策部科学技術政策課 TEL 045-210-3070]

(5) その他

㊦○ 取調べ室への録音・録画装置の整備 3,500万円

警察における取調べの可視化を進めるため、国の補助金を活用し、必要な資機材の整備を行う。

[警察本部刑事部刑事総務課 TEL 045-211-1212 (内線)4011]

○ 公共事業の追加 1億4,750万円

- ・ 農業用施設災害復旧 愛川町角田地内小沢頭首工 1億 250万円
- ・ 漁港整備 小田原漁港東側漁港施設用地 4,500万円

[農業用施設災害復旧については、環境農政局農政部農地保全課 TEL 045-210-4460]

[漁港整備については、環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

3 補正予算案 関係資料

③ 原子力防災通信システム整備費

1 目的

本県における原子力防災対策の充実のため、国の交付金を活用して、情報連絡体制の強化を図る。

2 補正予算額 2,004万円

3 事業内容

福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえ、通信方式の多様化・多重化を図るため、県庁第二分庁舎に、県庁と国の原子力災害対策本部等を結ぶ衛星系の専用通信回線システムを新たに整備する。

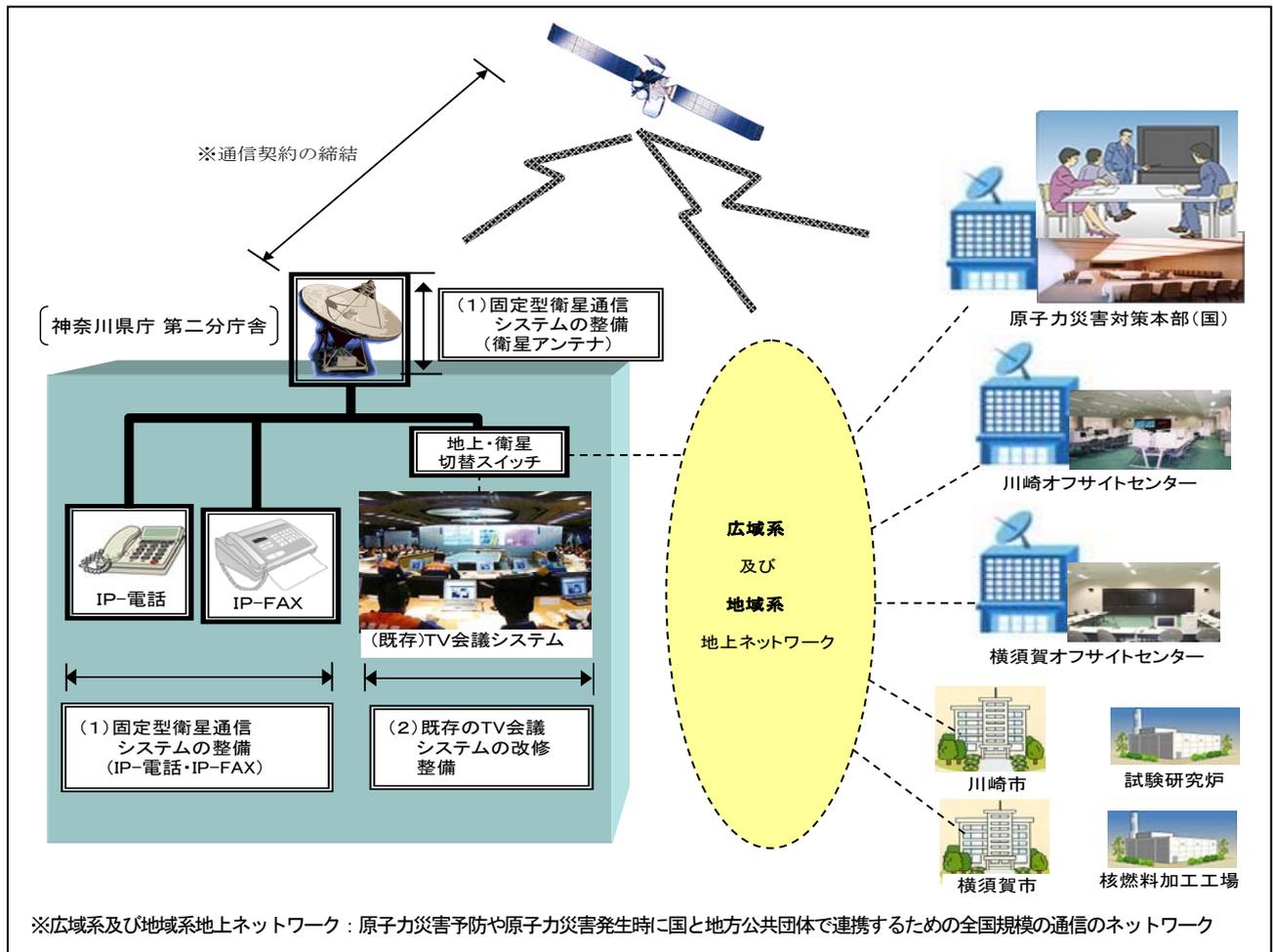
(1) 固定型衛星通信システムの整備

ア 衛星アンテナの整備

イ 衛星専用IP-電話、IP-FAXの整備

(2) 既存のTV会議システムの改修整備（地上・衛星の両回線使用可能とする）

【イメージ】（実線：新設、点線：既設）



問い合わせ先

安全防災局危機管理部危機管理対策課 課長

杉原 電話 045-210-3460

安全防災局危機管理部危機管理対策課 危機管理対策グループ

佐野 電話 045-210-3465

新 再生可能エネルギー等導入推進基金事業費

1 目的

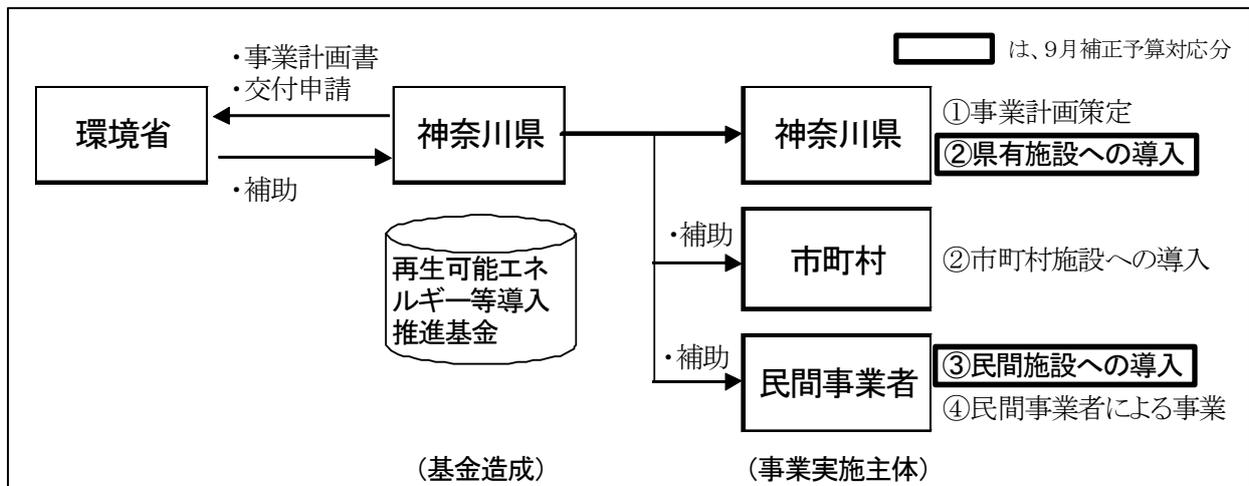
神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設等に、太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を図る。

2 補正予算額 5,350万円

3 事業内容

- (1) 県有施設導入事業費 2,550万円
 県立横須賀工業高等学校（県広域防災活動拠点）
 【導入予定設備：太陽光発電設備 15kW、蓄電池設備 15kWh】
- (2) 民間施設導入費補助 2,800万円
 市町村が指定する（今後予定を含む）民間の地域防災拠点施設 4箇所
 【導入予定設備：太陽光発電設備 15kW、蓄電池設備 10kWh程度】
 ・1箇所当たり 事業費 2,100万円×補助率（1/3）＝700万円
 ・対象となる民間施設の例：医療施設、公共交通機関の施設（駅舎）、私立大学、宿泊等施設、コンビニエンスストア等

【参考：再生可能エネルギー等導入推進基金事業スキーム】



- ① 地域資源活用詳細調査事業＜実施主体：県、全額基金を活用＞
 事業計画の策定、調査およびこれらに附帯して必要な各県の事務費
- ② 公共施設再生可能エネルギー等導入事業＜実施主体：県・市町村、全額基金を活用＞
 地域の防災拠点や、災害発生時等に地域住民の生活に不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設に再生可能エネルギー等を導入する事業
- ③ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業＜実施主体：民間事業者、補助率1/3＞
 地域住民をはじめ、不特定多数の者が利用するなど、災害時に地域の防災拠点となり得る民間施設に再生可能エネルギー等を導入する事業
- ④ 風力・地熱発電事業等導入支援事業＜実施主体：民間事業者、利子補給＞
 風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業者に対する利子補給等

問い合わせ先

環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 課長 山口 電話 045-210-4101
 環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 副課長 小碓 電話 045-210-4102

県央二次医療圏における救急機能の強化

1 目的

(1) 二次救急医療機関確保事業費

県央二次保健医療圏では、救急告示病院の減少により二次救急医療体制の維持が困難となっており、特に県央東部地域（大和、海老名、座間、綾瀬市）における救急医療体制は深刻な事態に陥っている。

救急患者の受入れを行っている大和市立病院の救急機能を強化し、当該圏域における二次救急医療の安定化を図る。

(2) 小児救急機能強化事業費

大和市域における小児救急医療体制は、小児科医の絶対数が不足していることから、二次救急輪番病院で他の診療科医師が診療を行っているという深刻な事態に陥っている。

現在、基幹的役割を担っている大和市立病院の小児救急を強化するとともに、役割分担の明確化による二次救急医療の安定化も図る。

2 補正予算額 205万円

- ・ 二次救急医療機関確保事業費 82万円
- ・ 小児救急機能強化事業費 123万円

3 事業内容

二次救急医療体制の整備及び小児救急の強化を図るため、大和市立病院が実施する施設整備に対して助成する。

4 大和市立病院救急棟イメージ図



問い合わせ先

保健福祉局保健医療部医療課 課長

保健福祉局保健医療部医療課 地域医療・医師確保対策グループ

相原 電話 045-210-4860

田辺 電話 045-210-4874

③ ドクターカー整備費補助

1 目的

周産期救急医療システム受入病院又は救命救急センターにおいて、ドクターカーを整備し、救急医療体制の強化を図る。

2 補正予算額 1, 258万円

3 事業内容

救急医療体制の充実を図るため、横浜労災病院のドクターカーの更新及び北里大学病院の保有車に搭載する医療機器等の整備に対して助成する。

(単位：万円)

病院名	整備内容	予算額
横浜労災病院	ドクターカー 1台 (救急車タイプ)	1, 150
北里大学病院	衛星電話 1式 ----- 超音波診断装置 1台	108
合 計		1, 258

4 ドクターカーイメージ



問い合わせ先

保健福祉局保健医療部医療課 課長

保健福祉局保健医療部医療課 地域医療・医師確保対策グループ

相原 電話 045-210-4860

田辺 電話 045-210-4874

新 県立衛生看護専門学校改修工事設計費

1 目的

県立衛生看護専門学校(横浜市中区根岸町)の准看護学科は、平成25年4月の入学生を最後に募集を停止のうえ、以降はその枠を看護師養成に転換し、県民が求める、質が高く満足できる看護サービスの提供ができる高い実践能力を持ち、自律的に活動できる看護人材の養成を図る。

そのため、看護師養成への転換にあたって必要となる改修工事の設計を行う。

2 補正予算額 1,590万円

3 事業内容

県立衛生看護専門学校改修工事の基本・実施設計

[工事内容]

第一看護学科教室1室及び更衣室の整備

合同教室(120人用)2室の整備(延床面積:493.20㎡程度)

[既存施設の構造・規模]

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階 延5,528.22㎡

鉄骨造 地上3階 延1,936.44㎡

4 スケジュール

年 度	H24	H25	H26
工 程	基本設計 実施設計	工 事	平成26年4月 供用開始

問い合わせ先

保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課 課長 水町 電話 045-210-4742

保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課
課長代理(保健福祉人材担当) 青木 電話 045-210-4744

ひとり親家庭等の在宅就業の支援

1 目的

ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、参加者の能力開発、業務の開拓、在宅就業のための業務処理等の取組みを一体的に推進し、仕事と子育てを両立しやすい在宅就業の拡大に向けた環境整備を図る。

2 補正予算額 1億442万円

⑦〇県実施分 3,553万円【債務負担行為設定 期間：平成24～25年度
 限度額：1億7,755万円】
 〇横浜市・相模原市実施分 6,889万円

3 事業内容

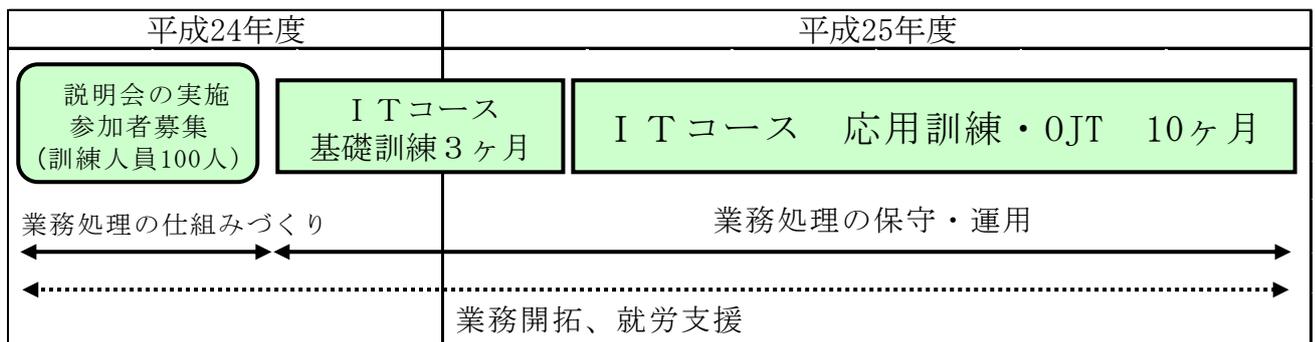
- (1) 在宅就業に役立つIT関係の「能力開発」を行うとともに、訓練期間内の生活を支援するために「訓練手当」を支給する。
- (2) 訓練参加者が、在宅就業できるような「業務開拓」を行うとともに、「在宅就業や就労に向けた支援」を行う。
- (3) 委託事業終了後の対応として、訓練修了者が引き続き在宅就業の仕事の続けられるよう、受託事業者が在宅就業支援を継続する仕組みとする。

4 対象者 ひとり親家庭の母または父等

5 訓練内容

ITを活用したデータ入力、WEB作成、雑誌の編集作業等の業務

6 スケジュール(県実施分)



問い合わせ先

保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 課長 中田 電話 045-210-4650
 保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 副課長 金子 電話 045-210-4651

私立高等学校等の生徒への学費補助

1 目的

国の高等学校等就学支援金の加算基準が変更されたことに伴い、高校生修学支援基金を活用した学費補助を実施する。

2 経緯

高等学校等就学支援金制度では、私立高校等の生徒がいる世帯に一律に支給する額に加え、市町村民税所得割額に応じた加算額が支給されているが、扶養控除の廃止に伴い、7月分からこの加算基準が変更されることとなった。

その結果、当初、加算が見込まれていた世帯の一部で加算されなくなることから、これらの世帯に対する特例措置を行うものである。

3 補正予算額 4,722万円

4 事業内容

国の加算基準の変更に伴い、就学支援金の加算対象外となった世帯について、特例措置として、国から追加配分される高校生修学支援基金を財源に、加算相当額の学費補助を実施する。

項目	内容
学費補助の実施	国から追加配分される高校生修学支援基金を財源に、加算相当額の学費補助を実施する。 私立高等学校等生徒学費補助金 4,722万円
基金積立額の積み増し	学費補助の財源として、国から追加配分される交付金を高校生修学支援基金に積み増しする。 積み増し額 4,722万円
神奈川県高校生修学支援等基金条例の一部改正	加算相当額の学費補助を行うため、条例が規定する対象校種に、高等学校等就学支援金の支給対象として文部科学大臣が指定した各種学校を追加する。

(参考)

高等学校等就学支援金制度

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるように、私立高校等の生徒がいる世帯に対し、公立高等学校授業料相当額を国の費用により助成して、教育負担を軽減する制度である。

問い合わせ先			
(学費補助について)			
県民局くらし文化部学事振興課 課長	小坂橋	電話	045-210-3760
県民局くらし文化部学事振興課 認可助成グループ	植村	電話	045-210-3772
(基金の積み増し・基金条例の一部改正について)			
教育局総務部学校経理課 課長	井上	電話	045-210-8103
教育局総務部学校経理課 育英グループ	河田	電話	045-210-8251

新 高等学校空調設備工事費

1 目的

地球温暖化やヒートアイランド現象による気温の上昇を受け、熱中症等、生徒の健康管理への配慮のため、県立高等学校に空調設備を整備し、学習環境の改善を図る。

2 補正予算額 5億2,100万円（継続工事費の平成24年度年割額）

(1) 基盤工事費(ガス式空調) 総額 17億3,100万円(平成24年度～25年度継続費)

(内訳：平成24年度 5億2,100万円、25年度 12億1,000万円)

(2) 機器整備費(ガス式空調) 総額 24億5,112万円(平成24年度～38年度債務負担行為)

平成24年度に契約を取り交わし25年度からリースを開始(期間13年間)

3 設置校数

45校（普通教室、特別教室（音楽・美術・その他芸術・家庭）、図書室）に設置

4 整備計画

公費整備については、トータルコスト、電力消費量、CO₂排出量を可能な限り抑制する観点から、都市ガス供給地域においてガス式空調を優先整備し、その後、それ以外の地域において電気式空調を整備する。

私費整備（保護者が整備した機器）については、平成25年7月から公費負担する。

整備方式	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度～
公費整備	【9月補正予算対応分】				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ガス式</div> ● 整備工事	● 7月稼働（リース開始） ● 7月稼働（リース開始） ● 7月稼働（リース開始）			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電気式 ①</div> ● 整備工事	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電気式 ②</div> ● 整備工事		
私費整備		● 7月公費負担開始			

5 財源

空調設備整備の財源の一部にまなびや基金を活用する。

問い合わせ先
 教育局総務部学校経理課 課長 井上 電話 045-210-8103
 教育局総務部学校経理課 県立学校経理グループ 佐藤 電話 045-210-8113

新 (財) 神奈川科学技術アカデミー研究拠点設置費補助

1 目的

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区における県の先導的な役割を果たすため、特区区域内に財団法人神奈川科学技術アカデミー（KAST）の研究拠点の一部を置き、特区の目標である、「革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出」の実現を加速させる。

2 補正予算額 1億9,800万円

(内訳：内装等工事費1億8,122万円、機器移設設置費1,061万円、備品購入費617万円)

3 事業内容

(1) 拠点設置予定場所

産学公民連携研究センター（仮称）[川崎市川崎区殿町3丁目]

同センター内に総面積524㎡の研究室等を設置する。

(2) 特区へ進出する研究プロジェクト

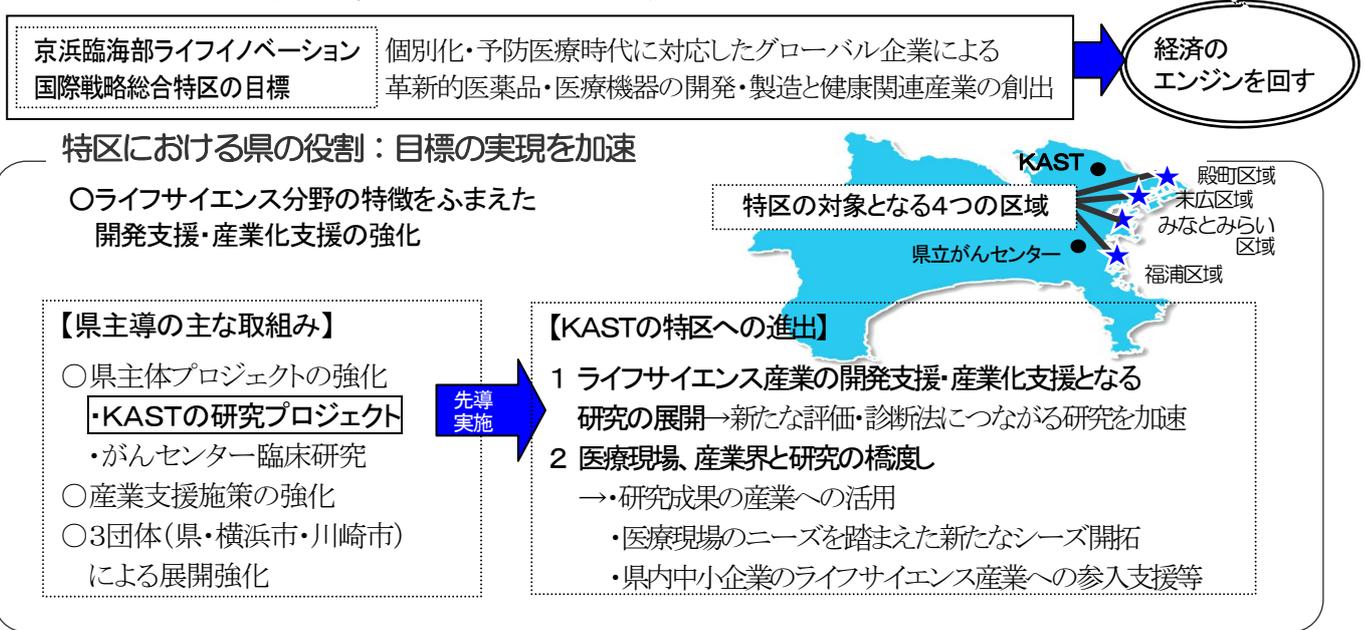
研究プロジェクト	成果の出口	意義・効果
東西医療融合を見据えた食品開発と機能性評価	・認証評価センターの構築 (新しい神奈川ブランド) ・科学的根拠のある機能性食品(生薬)等の市場投入	・機能性食品(生薬)の開発の活性化 ・食品機能性表示制度の見直し ・血液、臓器の使用による研究加速
血中がん診断装置開発、抗がん剤効果の評価	・簡易な転移がん診断 ・抗がん剤の有効性評価、効果的な投与	・京浜臨海部の医工連携の推進 ・ヒト血液の使用による研究加速
光触媒等抗菌・抗ウイルス性能評価	・光触媒等の抗菌・抗ウイルス性能に対する認証評価センターの構築	・抗菌・抗ウイルス医療関連製品等開発の活性化

*研究プロジェクトの推進や、がんセンター等他の研究機関との連携を図るため「交流・連携室」を設置

4 スケジュール

平成25年1月 (財)神奈川科学技術アカデミー研究拠点工事着工

4月 殿町区域での研究プロジェクト開始



問い合わせ先
 政策局総合政策部科学技術政策課 課長 平田 電話 045-210-3070
 政策局総合政策部科学技術政策課 科学技術政策グループ 田邊 電話 045-210-3071

II 平成24年第3回県議会定例会（9月提案分）条例案等

1 提出予定議案の概要

区 分	当初提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	6 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	5 件
市 負 担 金	1 件
専 決 処 分（ 承 認 ）	1 件
決 算 の 認 定 （公営企業及び病院事業決算）	1 件
計	15 件

2 各条例案等の概要

【条例の制定】

- 神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（P15参照）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）により、道路法の一部が改正されたことに伴い、本県が管理する県道の構造の技術的基準等について、国が定めた「道路構造令」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を参酌して条例を制定する。

[県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]

【条例の改正】

- 神奈川県防災会議条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行等に伴い、神奈川県防災会議の委員として、新たに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加するなど、所要の改正を行う。

[安全防災局危機管理部災害対策課 TEL 045-210-3420]

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（2法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121内線2860]

- 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法の一部改正により、市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対し、県が市町村に交付する都道府県調整交付金の割合が7%から9%に引き上げられたことに伴い、都道府県調整交付金のうち、普通調整交付金の割合を7分の6から9分の6に、特別調整交付金の割合を7分の1から9分の3に変更する。

[保健福祉局保健医療部医療保険課 TEL 045-210-4880]

- 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

景観行政団体である平塚市が屋外広告物法第28条の規定に基づき、屋外広告物に係る条例の制定又は改廃に関する事務を処理することを可能とするため、所要の改正を行う。

[県土整備局環境共生都市部都市整備課 TEL 045-210-6200]

○ 神奈川県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例（P10参照）

国の高等学校等就学支援金制度における加算基準の変更に伴い、就学支援金の加算対象外となった世帯に対する特例措置として、国から追加配分される高校生修学支援基金を財源とした加算相当額の学費補助を行うため、条例が規定する対象校種に高等学校等就学支援金の支給対象として文部科学大臣が指定した各種学校を追加する。

[教育局総務部学校経理課 TEL 045-210-8103]

○ 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立横浜ひなたやま支援学校を設置するため、所要の改正を行う。

[教育局支援教育部特別支援教育課 TEL 045-210-8214]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負金額
①	都市計画道路安浦下浦線深礎擁壁（北側工区）新設工事請負契約	横須賀市長沢三丁目から長沢六丁目地内	9億1,592万8,083円
②	一般国道129号戸田交差点立体交差工事請負契約	厚木市戸田地内	27億8,250万円
③	向の岡工業高校教室棟他新築工事（建築-第1工区）請負契約	川崎市多摩区堰一丁目地内	9億9,574万9,650円
④	向の岡工業高校教室棟他新築工事（建築-第2工区）請負契約	川崎市多摩区堰一丁目地内	7億4,701万5,150円
⑤	座間高校東棟新築工事（建築）請負契約	座間市入谷二丁目地内	8億417万5,050円

①②[県土整備局道路部道路整備課 TEL 045-210-6420]

③④⑤[教育局総務部まなびや計画推進課 TEL 045-210-8061]

【市負担金】

○ 建設事業に対する市負担金

県の行う建設事業について、地方財政法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市に負担させるもの。

[環境農政局水・緑部水産課 TEL 045-210-4530]

【その他】

○ 専決処分について承認を求めること（平成24年度8月補正予算1件）

県議会議員伊勢原市選挙区の補欠選挙の執行について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるもの。

[政策局財政部予算調整課 TEL 045-210-2250]

○ 平成23年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業庁企業局総務部財務課 TEL 045-210-7030]

[保健福祉局総務部病院事業課 TEL 045-210-5040]

3 条例案等 関係資料

神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例案の概要

(1) 目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）により、道路法の一部が改正されたことに伴い、本県が管理する県道*の構造の技術的基準等について、国が定めた「道路構造令」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（以下「標識令」という。）を参酌して条例を制定する。

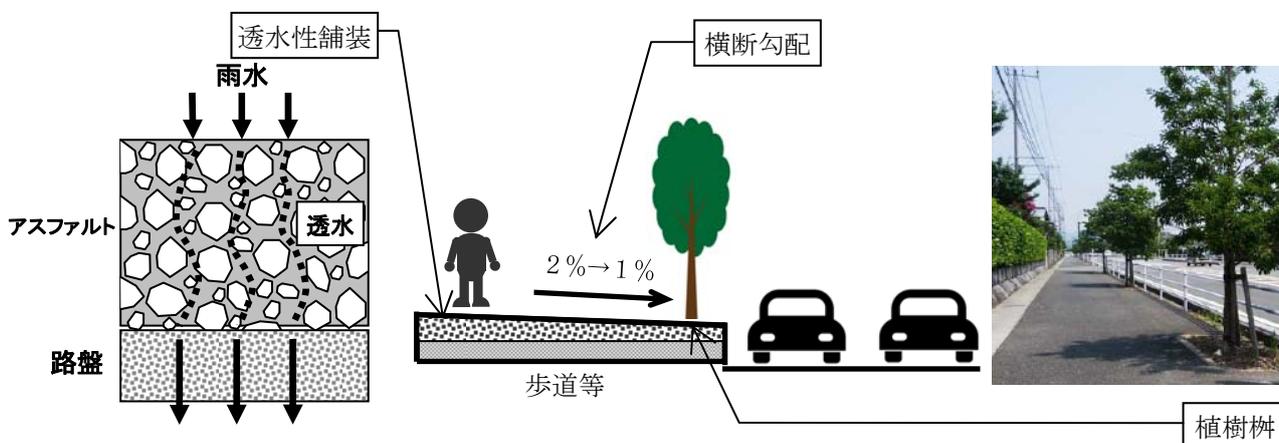
* 神奈川県が管理する県道：政令指定都市内（横浜市、川崎市及び相模原市）の県道を除く県道。

(2) 内容

ア 構造の技術的基準

構造の技術的基準については、道路の安全性・円滑性を確保するため、国の「道路構造令」を基本とするが、歩道等の構造の基準については、高齢者対策や環境対策の観点から、次のとおり県の独自基準を設ける。

- ・ 歩道等の横断勾配については、道路構造令の2%に対し、1%を標準とする。
- ・ 歩道等の舗装については、透水性舗装（雨水を地下に円滑に浸透させることができる舗装）を標準とする基準を設ける。
- ・ 歩道等に植樹帯を設置できない場合は、植樹柵とすることができるよう基準を設ける。



イ 道路標識の寸法

案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に係る基準については、道路利用者の視認性・判読性を確保し、交通の安全と円滑を図る観点から、国の「標識令」の基準どおりとする。

(3) 施行期日

平成24年12月1日

問い合わせ先

県土整備局道路部道路管理課長

関矢 電話 045-210-6350

県土整備局道路部道路管理課調査グループ

根本 電話 045-210-6359